

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件

二四 二四 二四

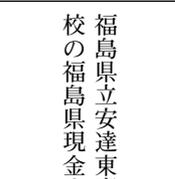
告 示

福島県告示第三十二号

公印を次のように改刻し、平成三十年一月二十二日その使用を開始する。
平成三十年一月十九日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立安達東高等学校用）			福島県立安達東高等学校の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要

は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
さくらモールとみおか 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央四一六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南相馬市鹿島区上柵窪字木淵一五二、一五三、一五六、字瀬ノ沢八二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字木淵一五二、一五三、一五六、字瀬ノ沢八二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢二三七の三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）